

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第35号

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程（2019年4月1日規程第85号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)														
<p>(施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>図書情報センター</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>(施設管理者)</p> <p>第3条 次条の規定により委任を受けた法人本部長又は<u>図書情報センター長</u>を、施設管理者とする。</p> <p>(施設管理権の委任)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) <u>図書情報センター</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 理事長は、前項各号に掲げる施設の管理に関することを<u>図書情報センター長</u>に委任する。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p>	<p><u>図書館</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p><u>図書館</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>														
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）														
<table border="1"><tr><td rowspan="2">教育棟北館</td><td>情報処理室</td><td>(略)</td><td>(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u>が施設の管理上必要があると認める日</td></tr><tr><td>LL教室</td><td>(略)</td><td>(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u>が施設の管理</td></tr></table>	教育棟北館	情報処理室	(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u> が施設の管理上必要があると認める日	LL教室	(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u> が施設の管理	<table border="1"><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td><u>図書館長</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>図書館長</u></td></tr></table>				<u>図書館長</u>			<u>図書館長</u>
教育棟北館		情報処理室	(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u> が施設の管理上必要があると認める日											
	LL教室	(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>図書情報センター長</u> が施設の管理												
			<u>図書館長</u>												
			<u>図書館長</u>												

(改正前)				(改正後)			
			上必要が あると認 める日				
<u>図書情報セ ンター</u>	(略)	(1)～(4) (略) (5) <u>図書情 報センタ ー長</u> が施 設の管理 上必要が あると認 める日		<u>図書館</u>		<u>図書館 長</u>	